

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2025 年 4 月 1 日

LINE Pay 株式会社

LINE ヤフー株式会社

2025年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都品川区西品川一丁目1番1号
LINE Pay 株式会社
代表取締役 前田 貴司

東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE ヤフー株式会社
代表取締役 出澤 剛

LINE Pay 株式会社（以下「LINE Pay」といいます。）及びLINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます。）は、2025年2月13日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2025年4月1日として、LINE Pay が営む公的個人認証サービス（JPKI）事業をLINE ヤフーに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定により、LINE Pay に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

LINE Pay の株主はLINE ヤフーのみであり、LINE ヤフーはLINE Pay の特別支配会社に該当することから、会社法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

LINE Pay は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定に基づく、新株予約権者への通知又は公告は行っておりません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

LINE Pay は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 19 日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、LINE ヤフーの商号及び住所、LINE Pay 及び LINE ヤフーの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

LINE ヤフーは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 19 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、LINE Pay の商号及び住所、LINE Pay 及び LINE ヤフーの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

LINE ヤフーは、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日付で、LINE Pay から、LINE Pay が営む公的個人認証サービス（JPKI）事業に関して有する権利義務を本吸収分割に係る吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
- (1) LINE Pay は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。
 - (2) LINE ヤフーは、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。なお、同法第796条第3項の規定に基づき、LINE ヤフーの株主1名（保有株式のうち反対通知に係る株式数29,600株）よりLINE ヤフーに対して本吸収分割に反対する旨の通知がありました。

以上